

入 札 告 示

札幌市告示第 1844 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 30 日

札幌市長 秋 元 克 広

記

1 契約担当部局

〒062-8570 札幌市豊平区豊平 6 条 3 丁目 2 - 1

札幌市下水道河川局経営管理部経営企画課契約担当 電話 011-818-3413 FAX 011-812-5203

メールアドレス gesui-keieikikaku-keiyaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 調達件名

- ア 創成川水再生プラザで使用する特別高压電力
- イ 茨戸水再生プラザで使用する特別高压電力
- ウ 豊平川水再生プラザで使用する特別高压電力
- エ 東部水再生プラザで使用する特別高压電力
- オ 新川水再生プラザで使用する特別高压電力
- カ 西部スラッジセンターで使用する特別高压電力
- キ 伏古川水再生プラザで使用する高压電力
- ク 厚別水再生プラザで使用する高压電力
- ケ 手稲水再生プラザで使用する高压電力
- コ 手稲中継ポンプ場で使用する高压電力
- サ 拓北水再生プラザで使用する高压電力
- シ 厚別水再生プラザ汚水調整池で使用する高压電力

(2) 調達件名の特質等 入札説明書による。

(3) 調達期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

ただし、本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 需要場所及び予定使用電力量

上記(1)の調達件名ごとに、次のとおりとする。

需要場所	予定使用電力量
ア 創成川水再生プラザ	16,843,860 kWh
イ 茨戸水再生プラザ	8,532,466 kWh
ウ 豊平川水再生プラザ	13,942,248 kWh
エ 東部水再生プラザ	17,544,936 kWh
オ 新川水再生プラザ	15,849,224 kWh
カ 西部スラッジセンター	16,490,890 kWh
キ 伏古川水再生プラザ	5,175,810 kWh

ク 厚別水再生プラザ	10,937,154 kWh
ケ 手稲水再生プラザ	16,668,259 kWh
コ 手稲中継ポンプ場	2,253,918 kWh
サ 拓北水再生プラザ	1,473,905 kWh
シ 厚別水再生プラザ汚水調整池	381,056 kWh

(5) 入札方法

上記(1)の調達件名ごとに総価で入札に付する。入札金額は、仕様書等に示した契約容量、契約電力又は契約電流（以下「契約電力等」という。）及び予定使用電力量に、入札者が設定した契約電力等に対する月額単価（基本料金。消費税及び地方消費税の額を含む。）及び使用電力量に対する単価（昼間・夜間別の電力量料金。消費税及び地方消費税の額を含む。）を乗じて得た額の合計の 110 分の 100 に相当する金額（小数点第三位切り上げ）を入札書に記載すること。

なお、入札金額の算出基礎として、契約単価積算内訳書（入札書別紙。以下「内訳書」という。）を入札書に添付するとともに、内訳書で表示していない単価を積算の基礎としているときは、その根拠となる単価及び計算式を明示した資料を併せて提出すること。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（小数点第三位切り上げ）を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「電力業」に登録されている者であること。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとするものは、下記 4 (3) の入札書の受領期限日の前日から起算して 10 日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先

札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）

電話 011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法

上記申請先の場所で交付するほか、下記 URL のホームページからダウンロードできる。

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

- (3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けた者であること。
- (4) 本告示に示した電力を確実に安定して供給し得ることを証明した者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (8) 札幌市電力の調達に係る環境配慮要綱（令和 3 年 3 月 29 日環境局長決裁）別表（第 4 条関係）

の環境配慮評価基準に適合する者であること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出方法

上記 1 に掲げる場所に持参又は送付により提出すること。

(2) 入札説明書の交付方法

上記 1 の場所にて交付するほか、下水道河川局のホームページからダウンロードできる。

(3) 入札書の受領期限

令和 7 年 6 月 25 日(水) 16 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）

(4) 開札日

令和 7 年 6 月 26 日(木)

(5) 開札時刻

上記 2 (1)の調達件名ごとに、次のとおりとする。

ア	創成川水再生プラザで使用する特別高压電力	9 時 30 分
イ	茨戸水再生プラザで使用する特別高压電力	9 時 35 分
ウ	豊平川水再生プラザで使用する特別高压電力	9 時 40 分
エ	東部水再生プラザで使用する特別高压電力	9 時 45 分
オ	新川水再生プラザで使用する特別高压電力	9 時 50 分
カ	西部スラッジセンターで使用する特別高压電力	9 時 55 分
キ	伏古川水再生プラザで使用する高压電力	10 時 00 分
ク	厚別水再生プラザで使用する高压電力	10 時 05 分
ケ	手稲水再生プラザで使用する高压電力	10 時 10 分
コ	手稲中継ポンプ場で使用する高压電力	10 時 15 分
サ	拓北水再生プラザで使用する高压電力	10 時 20 分
シ	厚別水再生プラザ汚水調整池で使用する高压電力	10 時 25 分

(6) 開札の場所

札幌市下水道河川局庁舎 1 階入札室（住所は上記 1 に同じ。）

(7) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所

上記 1 に同じ。

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

要。契約を締結しようとする者は、契約金額（仕様書等にした契約電力等及び予定使用電力量に、契約単価を乗じて得た金額の合計）の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに、本告示に示した電力を供給できることを確認するため、下記の書類を入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、電子メールにより提出する場合、事前に契約担当に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格（物品・役務）」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 電力供給誓約書

イ 接続供給契約に関する証明書（契約書の写しなど。）

(5) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and the estimated quantity of the products to be procured:

- a) Extra high voltage power to be consumed in Soseigawa Wastewater Treatment Plant :
16,843,860 kWh
- b) Extra high voltage power to be consumed in Barato Wastewater Treatment Plant : 8,532,466 kWh
- c) Extra high voltage power to be consumed in Toyohiragawa Wastewater Treatment Plant :
13,942,248 kWh
- d) Extra high voltage power to be consumed in Tobu Wastewater Treatment Plant : 17,544,936 kWh
- e) Extra high voltage power to be consumed in Shinkawa Wastewater Treatment Plant :
15,849,224 kWh
- f) Extra high voltage power to be consumed in Seibu Sludge Treatment Center : 16,490,890 kWh
- g) High voltage power to be consumed in Fushikogawa Wastewater Treatment Plant : 5,175,810 kWh
- h) High voltage power to be consumed in Atsubetsu Wastewater Treatment Plant : 10,937,154 kWh
- i) High voltage power to be consumed in Teine Wastewater Treatment Plant : 16,668,259 kWh
- j) High voltage power to be consumed in Teine Relay Pumping Station : 2,253,918 kWh

- k) High voltage power to be consumed in Takuhoku Wastewater Treatment Plant : 1,473,905 kWh
- l) High voltage power to be consumed in Atsubetsu Wastewater Treatment Plant Buffer Tanks : 381,056 kWh
- (2) Time limit for tender : 16:00 on June 25 (Wed),2025
- (3) Contact point for the notice : Management & Planning Section, Administrative Management Department, Sewerage & Rivers Bureau, Sapporo Municipal Government, Toyohira 6-jo 3-chome 2-1, Toyohira-ku, Sapporo 062-8570, Japan. TEL 011-818-3413